資料4

寒川町都市計画図（茅ヶ崎都市計画）

令和八年三月現在



第5号相模川一之宮緑地　面積約1.1ha

凡例

行政区域界	
市街化区域界	
第一種低層住居専用地域	図示
第一種中高層住居専用地域	200 60
第一種住居地域	200 60
近隣商業地域	図示
商業地域	400 80
準工業地域	200 60
工業地域	200 60
工業専用地域	200 60
高度地区	
防火地域	
準防火地域	
都市計画道路	
都市計画公園	
ごみ処理場・汚物処理場	
都市計画河川	
土地区画整理事業	
地区計画	

凡例

用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）	100 50
廃止する区域	

高度地区の種類	用途地域
第1種高度地区	
第2種高度地区	
第3種高度地区	
第4種高度地区	

※準工業地域、工業地域

市町名 / 事項	寒川町
件名	茅ヶ崎都市計画緑地第5号相模川一之宮緑地の変更
図面の名称	総括図
縮尺	1/10,000
番号	1の1
作成年月日	令和8年　月　日

1：10,000

0　100　500　1000m

寒川町都市建設部都市計画課

国際航業株式会社調製

この図は令和8年3月作成の寒川町1：2,500都市計画図より縮小編集したものである。

（注）この図面は寒川町域における都市計画の概略を示すものです。詳細は寒川町の都市計画課で縦覧ください。

茅ヶ崎都市計画緑地の変更（寒川町決定）

都市計画緑地中第５号相模川一之宮緑地を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

理　由　書

茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地

寒川町一之宮五丁目地区は、寒川町の西部、相模川左岸に位置し、西側には富士山や大山、丹沢山塊等が眺望できる非常に良好な景観が広がっており、休息地や自然観察の場として供する計画として、平成 11 年８月３日に茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地として決定しました。

茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地は、令和７年 11 月に告示した「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、適正な配置を検討し、多面的な需要に対応するため整備に向けた取組みを進める、とされています。

また、令和３年４月に改定した「寒川町都市計画マスタープラン」において、既存の緑地や緑道を活かしたみどりとふれあえる場やレクリエーション空間を整備することにより、身近な公園緑地の活用を図る、としています。

さらに、令和７年５月に策定した「（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画」において、少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを目指す地方創生に向けた取組みとして、町特有の強みであるストリートスポーツを活用するため、初心者から世界トップレベルの選手が安全で効果的な練習ができるとともに、世界大会の開催が可能なストリートスポーツパークの整備及び幅広い関係人口を獲得できるよう周辺公園の整備をする、としています。

こうした位置付けのもと、地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取組みとして、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を目指し、「ストリートスポーツパーク」を含む「にぎわいの公園」に関する機能及び自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことなどができる「交流・憩い関連施設」を含む「やすらぎの公園」に関する機能が両立する公園として整備するため、第５号相模川一之宮緑地を廃止し、3・3・12 号さむかわ西公園を追加する都市計画の変更を行うものです。